

- 1 ■ 「日の丸起立斉唱条例」問題を神学的に考える
一宮基督教研究所
安黒務
- 2 ■ エリクソン著『キリスト教神学』における位置づけ
 1. 「第十一部 教会論」の中の
 2. 「第五十章 教会の役割」の中の
 3. 「第一節 教会の機能」の中の
 1. 伝道
 2. 建徳
 3. 礼拝
 4. 社会的関心
 4. 「第四項 社会的関心」
 1. ただ深い掘り下げは十分でない
 2. 「日の丸・君が代」問題を思索する道筋は
- 3 ■ 「日の丸・君が代」問題を思索する道筋を示す文献・資料
 1. 「右傾化する時代における主の祈り」安黒務
 2. 「ローザンヌ誓約・解説と注釈」ストット
 1. 第十項 伝道と文化
 1. 文化の評価
 2. 文化の影響
 2. 第十三項 自由と迫害
 - 迫害
 3. 「改革派信仰とは何か」牧田吉和
 - － 第十項 教会の自律性の保持のために徹底的に戦い抜く信仰
 1. 教会と国家の区別性の問題
 2. 教会の自律性の戦いと抵抗権の問題
 3. 教会と国家との区別性をめぐる誤解
 4. 教会の自律性と教会の国家に対する使命
- 4 ■ 氷山の一角としての「日の丸・君が代」問題①戦前まで
 1. 大和朝廷-天皇と皇室神道
 2. 貴族社会
 3. 武家社会
 1. ザビエル等の布教
 2. 秀吉・家康による禁教と弾圧、キリシタンの殉教
 4. 明治政府-明治憲法と教育勅語
 1. 天皇制の枠組みの下での信教の自由
 2. 内村鑑三の不敬事件
 5. 戦争の激化-国家神道下で
 - － 神社参拝は、宗教行為ではなく教育上の行為であり、忠誠心の表現であるから、いかなる宗教上の理由によっても、参拝は拒否できない

5 ■ 氷山の一角としての

「日の丸・君が代」問題②戦後

1. 日本国憲法と教育基本法の制定
 1. 日本歴史上はじめて、真の思想・信条の自由
 2. その自由を環境として、真の信仰の自由な時代
2. 朝鮮戦争を転機として、右傾化がはじまる
 1. 右傾化=戦前の価値観への回帰
 2. 靖国、元号、建国記念日、教育基本法改悪、日の丸・君が代強制、憲法改悪手続き法案、二度にわたる憲法改悪が予想される
 3. 制限下の「思想・信条の自由」つまり、一定の制限下の「信教の自由」の時代の到来が予想される
3. 「日の丸・君が代」問題
 1. 単独のうわしい事柄ではなく
 2. 日本史全体、また戦後の右傾化の運動の一里塚

6 ■ 氷山の一角としての

「日の丸・君が代」問題③今日

1. 教育基本法→新教育基本法
 1. 個人の尊厳(思想・信条の自由、信教の自由)→国を愛し、郷土を愛する(美辞麗句)
 2. 美辞麗句の中に隠されているもの:改悪推進勢力の目指してきたもの=『家族国家観』
 3. 国においては天皇、郷土においては氏神、家族においては祖先を祀る
2. 「国旗・国家」法案の強行採決
3. 教育現場での強制が始まる
 1. 東京都石原知事
 2. 大阪府橋下知事
4. 最高裁判決
 1. 多数意見…「(思想・良心の自由の)間接的制約となる面があることは否定しがたい」としながら、職務の公共性などから制約が許される必要性や合理性がある、と判断(名誉職的に最高裁裁判官になった外交官等は、多数派の政治動向に迎合する傾向が見受けられる)
 2. 少数意見…斉唱まで命じられた一部原告については、田原睦夫裁判官(弁護士出身)が「内心の核心部分を侵害する可能性がある」との反対意見(他の判決も、少数派のために戦ってきた弁護士出身裁判官は、少数派の価値観を守る視点がある)
5. 津地鎮祭訴訟の事例
 1. 多数意見…目的効果基準：国や自治体に許されない宗教活動を「社会的・文化的条件に照らして相当限度を超えるもの」に限定し、「どの程度のかかわり合いならば憲法上許されるのか」を判断する基準。最高裁大法廷が1977年、津地鎮祭訴訟判決で示した。その目的が宗教的意義を持ち、効果が宗教に対する援助、助長、促進、圧迫、干渉などになるような行為が憲法で禁止される宗教的活動に当たるとした。「あいまいすぎる」との批判も多いが、憲法の「政教分離の原則」をめぐる訴訟で判断基準として定着している。
 2. 少数意見…要するに、そういう事柄から国家や地方公共団体は、手をひくべきものなのである。たとえ、少数者の潔癖感に基づく意見と見られるものがあったとしても、かれらの宗教や良心の自由に対する侵犯は多数決をもつても許されないのである。そこには、民主主義を維持する上に不可欠というべき最終的、最少限度守られなければならない精神的自由の人権が存在するからである(藤林益三最高裁長官:無教会派クリスチャン「私は、この裁判の判決の少数意見を書くために裁判官に召されたのかもしれない」と述懐。)

7 ■ 氷山の一角としての

「日の丸・君が代」問題④How?

1. 日本の国体(国のアイデンティティ、日本人に求められるアイデンティティ)の中で、
2. 少数者であるクリスチャンの宗教的潔癖感はどのようにして守られていくべきなのか
3. 「日の丸・君が代」起立斉唱・敬礼は必ずしも偶像礼拝ではない
4. しかし、象徴天皇への敬愛を美辞麗句に、日の丸・君が代とともに、天皇の写真が飾られ、その所作(拝礼の義務化)についての条例と処罰が備わったとき、クリスチャンはどのように対応するのか

8 ■ 氷山の一角としての

「日の丸・君が代」問題⑤将来

1. 教育現場、公務員組織の「思想・信条の自由」に “一定の枠、がはめられていく
2. “一定の枠、にはまらない思想・信条の人々の排除が始まる
3. 「教師」の枠へのはめ込みは、「生徒」の枠へのはめ込み、そして「父兄」へと
4. 議員は、このような「条例」が “選挙における票、になると知ると、全国都道府県・市町村で「条例化」が推進される
5. 学校現場→公務員組織→地方組織の市町村のさまざまな活動への波及が懸念される

9 ■ 氷山の一角としての「日の丸・君が代」問題⑥具体的対応(A)

1. 「日の丸・君が代」問題は、背景に “天皇、問題を内包していることを自覚する
2. クニ・レベルの “天皇、問題は、イエ・レベルの “祖先、問題との類比で捉えうる
 1. 十戒の「偶像礼拝禁止」と「父母を敬え」
 2. 祖先への敬愛、しかし「祖先崇拝」は厳禁
 3. 天皇への敬愛、しかし「天皇崇拝」は厳禁
3. 「日の丸・君が代」問題は、天皇への敬愛と崇拝の不明瞭な境界線を内包し、いつのまにかその境界線を越えて誘い込まれる危険性があるので警戒心を解いてはならない
 1. 起立・斉唱しなくて良い場合は、しない方が良い
 2. 起立せざる得ない状況の場合は、「君が代」は斉唱しない方が良い
 3. 起立しても、「日の丸」に敬礼・拝礼?はさけた方が良い
 4. 起立して、「日の丸」敬礼・「君が代」斉唱がさけられない場合は、健全なコンテクスチュアリゼーションに尽力し、「天皇崇拝」への準備(洗脳)教育の危険を回避する
 1. 「日の丸」の原意・歴史・キリスト教的意味
 2. 「君が代」の原意・歴史・キリスト教的意味
 5. 武田清子は、戦前のクリスチャンが違和感なく「天皇崇拝・神社参拝」を “愛国心、の表明として受け入れた大きな理由として
 1. 学校教育のカ…明治政府成立以降の「教育勅語」
 2. ジャーナリズムのカ…戦争鼓舞により、大々的に販売数を伸ばす

10 ■ 氷山の一角としての「日の丸・君が代」問題⑥具体的対応(B)

1. 広いグレーゾーンがあり、大きなブラック・ホールが存在することに無警戒であってはならない
2. 私たちの唯一の土台は、私たちの主、イエス・キリストのみである
3. このキリストに深く根ざしつつ、取り巻く文化と健全かつ深い関係を構築すべきである
4. 文化は、神の似姿につくられた人間によるものであり崇高な側面(万世一系の天皇家の歴史と伝統)をもつ、とともにアダムにおいて墮落したものであるゆえに罪深さ(天皇崇拝)、ときには悪魔的(国家神道期)でさえある。
5. アンビバレンス、愛憎半ばするものが、「日の丸」「君が代」「象徴天皇制」の中にはある。
6. クリスマスが異教の太陽神を祀る行事が、キリスト教的に聖化されたものであるように、「日の丸」「君が代」も、原意・歴史を踏まえてキリスト教的意味が加えられ、聖化されていく必要があるの

ではないか。

1. 木・草・わらのクリスチャン生活: 不健全なコンテクスチュアリゼーション…「日の丸」「君が代」「天皇制」の盲目的容認→危機の時に、天皇崇拜強制に対決不可能
2. 金・銀・宝石のクリスチャン生活: 健全なコンテクスチュアリゼーション…「日の丸」「君が代」「天皇制」の条件付き容認→危機の時、天皇崇拜強制の気配を敏感に感じ取り、そのときにはいのちをかけて抵抗する備えをしておく
7. 伝道・教会形成を第一義的に重要視するJECであり、政治的立場は多様性を内包するJECであるが、「日の丸」「君が代」の起立・斉唱の次に予想される。「天皇敬愛→崇敬→崇拜」の強制の時代には、「足をかかめることのない、群れであってほしい。
8. 「信教の自由」に制限をもたらすそのような時代の到来を一日でも遅らせるために、今日の「思想・信条の自由」において、直接的また間接的に多様な形でできる範囲で戦い続けていきたい。